

「三重の木」購入伝票〔例〕（納品書の写し）

※製材所が通常使用している納品書や請求書に必要な事項を書き加えて作成する

平成 23 年 ○ 月 ○ 日

納 品 書

〇〇工務店 御中

① 「三重の木」認証番号 : 〇〇〇〇〇

② 製品管理番号 : 〇〇号, 〇〇号

④ 合法木材認定工場番号 : 三重県木連〇〇号

〇〇〇製材所

三重県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

TEL 〇〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇〇

部材名	樹種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考
通し柱	ヒノキ	1	120×120×6000mm	11	0.0864	0.9504			③ 「三重の木」
管柱	スギ	1	120×120×3000mm	80	0.0432	3.4560			「三重の木」
土台	ヒノキ	1	120×120×6000mm	30	0.0432	1.2960			「三重の木」
梁	スギ	1	120×270×4000mm	10	0.1296	1.2960			未乾燥
筋交	スギ	1	105×45×4000mm	8	0.0189	0.1512			対象外の部材
〃	米松	特一	105×36×4000mm	2	0.0151	0.0302			外材の為対象外
大引	スギ	1	90×90×4000mm	10	0.0324	0.3240			「三重の木」

⑤ 上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

◆留意事項

【1】原木を挽き材加工した製材所が「納品書等」に記入すべき5項目（上記参照）

- ① 「三重の木」認証番号
- ② 製品管理番号（『県産材及び「三重の木」取扱記録簿』から転記する）
- ③ 「三重の木」に該当する部材については、「備考欄」に「三重の木」と表示
- ④ 合法木材認定工場番号
- ⑤ 合法木材製品であることを表示

【2】納品書の記載されている内容と「三重の木」認証材使用状況等証明書（様式第2号）及びプレカット加工の木取明細に記載されている内容との整合を取ること。

【3】流通業者（製材市場、材木店等）から木材を仕入れる場合は、流通業者の納品書に加え、原木を挽いた製材業者の「三重の木」を証明した流通業者宛の納品書を添付すること。

【4】「三重の木」とは、別紙1『「三重の木」の規格基準』に適合する木材製品で、対象となる材は次の通り。

区 分	材 種
構造用製材（甲種）	土台、大引、梁、桁、胴差、母屋、棟木、小屋梁、たいこ梁
構造用製材（乙種）	通し柱、管柱、間柱
造作用製材	天井板、壁板
フローリング	単層フローリング
集 成 材	化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材
合 板	構造用合板